

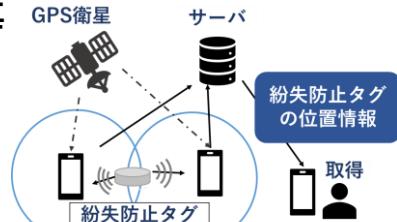
ストーカー規制法が改正されます！

紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等

- 相手方の承諾なく、紛失防止タグ※を用いて位置情報を取得する行為
 - 相手方の承諾なく、紛失防止タグを取り付ける行為等
- が新たに規制対象となります。

- (例)
- ・鞄にひそかに紛失防止タグ忍び込ませる
 - ・自動車にひそかに紛失防止タグを取り付ける
 - ・取り付けた紛失防止タグの位置情報を取得する

※ 紛失防止等のため紛失防止タグと同様に位置情報を特定する機能を持つ機器（イヤホン等）も含む。



- 該当する行為は、警告・禁止命令等の対象となります！
- 反復して行った場合は、ストーカー行為罪の対象となります！
- ストーカー行為は、次第にエスカレートして、凶悪な犯罪に発展するおそれがあります！

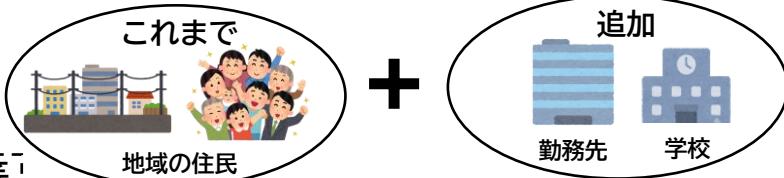
公布から20日を経過した日から

ストーカー行為等の被害者に対する援助

ストーカー行為等の被害者に対する援助の主体について、ストーカー行為等が行われている地域の住民に加え、

- 被害者を雇用する者
 - 被害者が就学する学校の長
- が追加されます。

(援助の例) ホームページ等における氏名等の掲示・掲載を控える



公布から20日を経過した日から

ストーカー行為等の被害者に係る一定の情報の提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等の被害者に係る情報を提供する行為は、禁止されています。

(情報の例) 住所、氏名、通勤・通学経路、電話番号、メールアドレス、SNSのアカウント等

公布から3か月を経過した日から

警察から、情報提供を行わないよう要請等がなされることがあります。

- 情報提供を受けた者がストーカー行為等を行った場合は、ストーカー規制法違反の幇助犯等として検挙される可能性もあります！

被害の申告
援助の申出

【緊急時】110番通報

【その他】最寄りの警察署、警察相談専用電話 #9110

都道府県警察のホームページ一覧→

